

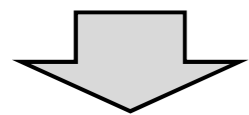
高潮浸水想定区域の指定について(愛知県)

1. 水防法の改正について

2015年の水防法改正により高潮災害への取り組みが制度化された。

○知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知(法第13条の3)

- ・ 知事は、県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもの(水位周知海岸)について、高潮特別警戒水位を定め、水位がこれに達したときは、その旨を水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力得て、一般に周知させなければならない。



指定した海岸について以下の内容が義務化

○高潮浸水想定区域の指定(法第14条の3)

- ・【第1項】知事は、想定し得る最大規模の高潮により、高潮氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。
- ・【第2項】指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。
- ・【第3項】指定をしたときは、公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

○市町村の義務(法第15条)

- ・地域防災計画の変更(区域内の避難確保等に係る措置など)
- ・高潮浸水想定区域を記載した印刷物の配布(ハザードマップ)

2. 想定する高潮の基準【大臣告示基準】

[気象基準]: 日本に接近した台風のうち既往最大規模の台風を基本とし、潮位の上昇が最大となるよう経路を設定したもの。

[天文潮基準]: 最大となる潮位の上昇量と大潮の満潮位が重なるよう設定したもの。



【想定する台風等の条件】

- ・室戸台風相当の中心気圧(910hPa)
- ・伊勢湾台風相当の半径(75km)
- ・伊勢湾台風相当の移動速度(時速73km)の台風が、様々なコースで接近することを想定
- ・主要河川について、計画規模の洪水流量を設定
- ・堤防等施設を決壊させる

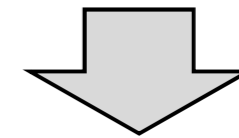
3. 高潮浸水想定区域の指定について

- ・2021年6月11日に高潮浸水想定区域を指定

【問合せ先】愛知県建設局河川課環境・海岸グループ
電話 052-954-6556

4. 水害リスク情報の重要事項説明(宅地建物取引業法施行規則第16条の4の3)

- ① 2020年8月28日に宅地建物取引業法施行規則の一部が施行(別添2)
- ② 重要事項説明の対象項目として、不動産取引時に水害ハザードマップの有無及び取引対象物件の所在地について説明することを義務化。
- ③ 市町村が作成する水害ハザードマップに、取引の対象となる宅地又は建物の位置が含まれている場合は、水害ハザードマップにおける当該宅地又は建物の所在地を示して説明しなければいけない。



<今後の対応について>

- 今回、県は新たに高潮浸水想定区域を指定し、6月施行予定である。市町村の水害ハザードマップに高潮浸水想定区域図が反映された日以降は、重要事項として説明しなければいけない。
- 県が施行した高潮浸水想定区域を、市町村が水害ハザードマップに反映させるまでの間、重要事項説明においては、県の高潮浸水想定区域図を用い、取引対象物件の所在地を示して説明すること。

【国土交通省不動産課ウェブ URL】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr3_000074.html

【問合せ先】愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課不動産グループ
電話 052-954-6583